

令和元年度 第1回甲斐市都市計画審議会の記録

1. 都市計画審議会の概要

日時：令和元年12月3日（火）午後3時～3時30分

会場：竜王庁舎本館3階 大会議室

□次 第

○任命書交付式

1. 開式
2. 任命書交付
3. 市長あいさつ
4. 閉式

○第1回甲斐市都市計画審議会

1. 開会
2. 委員紹介
3. 職員紹介
4. 役員選任（会長、職務代理）
5. 会長あいさつ
6. 案件
 - (1) 甲斐市都市計画審議会の目的及び役割について
 - (2) 甲府都市計画・韮崎都市計画（公共下水道）の変更について
7. その他
8. 閉会

□配布資料

1. 都市計画審議会資料
 - (1) 次第
 - (2) 委員名簿
 - (3) 関係法令
2. 案件資料
甲府都市計画・韮崎都市計画
（公共下水道）の変更について

□出席者（○は出席）

* 敬称略

1号委員

- 山口 雅典
- 雨宮 正英
- 大山 勲
- 今村 正城
- 上條 幹人
- 中村 己喜雄
- 野口 賢司

2号委員

- 清水 和弘
- 藤原 正夫
- 長谷部 集

3号委員

- 長田 泉
- 小林 一彦
- 田中 陽子
- 鈴木 ハル子
- 保延 玉江

◆事務局

- | | | |
|--------|-----------|-------|
| ○建設産業部 | 部長 | 小林 信生 |
| ○都市計画課 | 課長 | 宮本 裕 |
| ○都市計画課 | まちづくり推進係長 | 渡辺 充 |
| ○都市計画課 | まちづくり推進係 | 武本 優 |
| ○都市計画課 | まちづくり推進係 | 前村 彩 |

◆案件担当課

- | | | |
|-------|---------|-------|
| ○下水道課 | 下水道課長 | 寺島 信 |
| ○下水道課 | 下水道総務係長 | 森川 嘉亮 |
| ○下水道課 | 下水道総務係 | 上嶋 裕大 |
| ○下水道課 | 下水道施設係長 | 中島 茂樹 |

2. 発言要旨

○第1回都市計画審議会

1 開会

2 委員紹介

- 名簿順に委員の自己紹介

3 職員紹介

- 所管職員の紹介

4 役員選任

- 会長に山口雅典委員、職務代理に中村己喜雄委員を選任した。

5 会長あいさつ

6 案件

(事務局)

- ・都市計画審議会は会長が議長となっている。ここからは、山口会長に進行をお願いする。

- 山口会長が議長席に移動

(会長)

- ・それでは、次第に基づいて進行させていただく。
- ・案件の(1) 甲斐市都市計画審議会の目的及び役割について、事務局の説明をお願いしたい。

(1) 甲斐市都市計画審議会の目的及び役割について(説明：事務局 渡辺係長)

- 都市計画審議会の目的・役割について説明を行った。

(会長)

- ・次の案件である(2) 甲府都市計画・韮崎都市計画(公共下水道)の変更についての説明をお願いしたい。

(2) 甲府都市計画・韮崎都市計画(公共下水道)の変更について(説明：下水道課 森川係長)

- ・説明に入る前に下水道の職員の紹介をさせていただく。

- 下水道課職員の紹介

- 説明概要

- ・配布資料に基づいて説明させていただく。

甲斐市では公共下水道計画の認可変更を予定している。それに先立ち、都市計画決定の変更をす

る必要がある。都市計画法第13条で、都市計画区域について下水道計画を定めることとなっている。第19条において、都市計画は市の審査会の議を経て決定されるとなっている。甲斐市の公共下水道事業は認可取得以降、県の釜無川流域計画の変更と足並みを揃える形でおおむね5年ごとに区域を変更してきた。

現在の事業認可分については、平成27年度に変更しており、5年目である本年度に令和2年度から令和6年度までの区域を新たに定める。今回、新たに都市計画決定をする箇所があるが、その後の事業認可の区域の変更をするが、都市計画決定をされたあとにその手続きをする必要がある。

都市計画決定追加面積は、旧竜王、旧敷島が属する甲府都市計画区域においては1.84ヘクタール、旧双葉が属する韮崎都市計画区域においては1.26ヘクタールを新たに追加する計画になる。甲府都市計画図のアルファベットのO、P、Qは現在区域外になる。今回、これらは新たに下水道の区域外接続ということになる。もともとは区域外だったが、近くまで下水道が敷設されており、区域外という接続の申請をさせていただいて許可をする手続きを受けており、下水道の接続がなされている箇所になる。つまり、こちらは区域外になっているが、区域外接続申請があったことで追加となる。韮崎都市計画については、こちらのAからNの14か所のうち、CとD以外は甲府都市計画と同様に区域外接続がなされている箇所となり、同じく区域外から区域内とするだけの追加となる。CとDについては、地形的に下水道の敷設が困難な場所になるため、今回の都市計画の変更で削除する箇所となる。今回新たに都市計画決定する面積は合計で、3.1ヘクタールですが、接続済みで追加になる箇所と地形的理由により都市計画から削除する箇所がある。すでに都市計画決定している面積と合わせると新たな都市計画決定面積は1802.1ヘクタールとなる。

なお、この計画案につきましては都市計画法第17条により、事前に縦覧期間を設けることになっている。過日10月18日から11月1日の14日間で実施した。縦覧者、意見書の提出はございませんでしたので、報告します。都市計画決定の手続きに関する今後の予定につきまして、審議会後に県へ結果報告をし、同意を求める。同意を得た後、正式決定の告示をする。なお、正式決定の告示予定は今月下旬になる。

(会長)

- ・担当課からの説明が終わりましたので、質問があればお願いしたい。私からひとつ伺いたいが、縦覧場所はどこか。

(下水道課)

- ・下水道課の執務室に設置した。また、広報でお知らせをした。

(委員)

- ・確認だけさせてもらいたい。CとDは合併浄化槽の地域に変えるという理解でよろしいか。

(下水道課)

- ・この地域はおっしゃるとおり合併浄化槽に変えるということになる。河川があり、下水道を本管に接続することが困難な地域なため、合併浄化槽で今後対応する。

(会長)

- ・削除でない場所については新たな工事が行われるわけではなく、既に接続されているという理解でよろしいか。

(下水道課)

- ・近隣まで公共下水道がきており、開発で既に接続された地域になる。その後の追加の認可になり既に使われている。

(会長)

- ・その他にご意見ないようでしたら、事務局案のとおりということで決定でよろしいか。

(委員)

- ・異議なし

(会長)

- ・それでは進行を事務局にお返しする。

7 その他

(事務局)

- ・事務局から2点連絡事項になりますが、次回の会議の日程について、今のところ特に予定はないですが、今後審議をいただく案件がありましたら、改めて通知をさせていただきたいと思います。次に下水道課からの連絡になりますが、若干の休憩をはさみまして3時45分から同じ会場におきまして、甲斐市公共下水道事業委嘱状交付式並びに第1回審議会を開催させていただきますので、2号委員である市議会議員3名を除く皆様におかれましては引き続きご出席をいただきますようお願いいたします。

8 閉会

- ・以上をもちまして令和元年度第1回都市計画審議会を終了いたします。
- ・本日は大変お忙しいところありがとうございました。
- 最後に挨拶を交わして閉会